## 破産手続終結

**平成２７年（フ）第５４号**
兵庫県養父市八鹿町八鹿925番地
破産者　有限会社石田書店
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２８年（フ）第３４号**
埼玉県川越市旭町３丁目24番地23
破産者　有限会社西武ハウジング
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第８０４１号**
大阪府松原市高見の里３丁目７―38―201、開始決定時の住所東京都文京区千石３丁目14―10―701
破産者　戸澤　　茂
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３６号**
三重県志摩市浜島町南張1676番地
破産者　有限会社大西石油
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第３６６６号**
大阪府東大阪市本庄西２丁目２番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江２丁目13番30号
破産者　日東株式会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８９９号**
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1215号、従前の住所神戸市東灘区田中町１丁目14番23―1204号
破産者　西本　　修
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７９９号**
神奈川県高座郡寒川町小谷２丁目１番18号
破産者　須賀川工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第８６号**
富山県高岡市西藤平蔵2033番地
破産者　株式会社富乾
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２７年（フ）第７６号**
佐賀県唐津市妙見町7182番地の18、7182番地の８
破産者　有限会社久我酒店
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１２号**
茨城県牛久市ひたち野東４丁目25番地41、開始決定時の住所茨城県土浦市烏山５丁目2085番地２
破産者　内藤　克己
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第８０号**
群馬県前橋市大胡町323番地１　２号
破産者　三川　　巌
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１９１９号**
愛知県西尾市戸ケ崎３丁目３番地11
破産者　髙木　礼治
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２５号**
横浜市鶴見区梶山２丁目３番52号
破産者　川上　弘二
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８３３号**
横浜市金沢区六浦東１丁目８番５号
破産者　村上　延男
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９１号**
富山市長柄町３丁目６番10―103号　サリュー、前住所富山市赤田167番地５　レオパレススペランツァ12・104号
破産者　青木　龍一
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５号**
奈良県吉野郡大淀町大字下渕789番地の１
破産者　大淀不動産センターこと　藤田　　稔
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第３３６０号**
大阪府豊中市東豊中町２丁目13番１―501号
破産者　上山　博司
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月23日午後２時30分
平成28年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７７号**
堺市中区東山941番地１
破産者　スタジオグッディこと　武田　菊司
1　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月30日午前11時30分
平成28年11月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１３４９号**
札幌市西区西町南15丁目２番13号
破産者　株式会社魚旬高橋物産
1　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
2　一般調査期日　平成29年２月１日午前11時30分
平成28年11月９日
札幌地方裁判所民事第４部